

明治十七年の沖縄県旧慣調査とその背景

平良, 勝保

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

35

(開始ページ / Start Page)

105

(終了ページ / End Page)

142

(発行年 / Year)

2009-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007266>

明治十七年の沖縄県旧慣調査とその背景

平 良 勝 保

はじめに

琉球藩の成立以降明治三十年代まで、旧慣調査といういく種類もの網が投網され琉球・沖縄は近代日本に捕捉されていった。近代沖縄の植民地的側面を見逃してはならない。旧慣調査は、日本の旧植民地である台湾・朝鮮・南洋、実質的な植民地であった満州、占領地の中国華北農村でも行われている。^① 琉球藩の設置から沖縄県の設置を経て、明治三十年代までの旧慣調査は、近代日本の植民地旧慣調査の先鞭をなすものであり、近代日本の植民地経営に「沖縄経験」が生かされていることはよく知られているところである。^② 近代日本の植民地研究に「近代日本の経験をアジアの広域的秩序のなかで

反芻する³⁾」意義があるとすれば、近代沖縄旧慣期の研究、すなわち近代日本の「沖縄経験」にも同様な意義があると思われる。

近代沖縄の代表的な旧慣調査は「沖縄旧慣地方制度」と「沖縄県旧慣租税制度」、「一木書記官取調書」などがよく知られているが、その前後の、本稿で検討の対象とする明治十七年に行われた全県の旧慣調査や「旧記書類抜萃」、「旧琉球藩租税法」、「沖縄県収税一斑」などの旧慣制度調査資料があることは意外に知られていない⁴⁾。また、明治十九年以降に成立した内法も実質的には旧慣調査の側面が濃い⁵⁾。

一八八四年(明治十七)に県内各地において行われた旧慣調査は、その一部が記録として残されている(これを「明治十七年旧慣調査書」と仮に呼ぶことにする⁶⁾)。旧慣調査の多くは琉球王府(藩)レベルの制度調査であった。これらの旧慣調査にくらべ、一八八四年の旧慣調査は間切・村^{シヤ}レベルの調査となることが大きな特徴である。本稿では、間切や村を照射する史料として貴重な「明治十七年旧慣調査書」の残存状況や概要を明らかにしつつ、その歴史的背景を検討してみたい。

I 「明治十七年旧慣調査書」の概要

(1) 「明治十七年旧慣調査書」の残存状況と調査項目

一八八四年（明治十七）の旧慣調査については、戦前から知られていた。田代安定は、一八八六年（明治十九）頃、「明治十七年旧慣調査書」の一部を筆写している。また、田村浩『琉球共産村落の研究』⁷には、「今婦仁間切旧慣地割ニ関スル問答書」を含む五点の「問答書」が紹介されている。さらに、柳田国男もその一部を筆写させている。鳥越憲三郎も一九四四年（昭和十九）に県庁の書庫を調査し「間切取調書」を確認、一九七一年に刊行された『沖繩庶民生活史』⁸のなかで、本部・名護・恩納・金武間切の「取調書」を紹介している。鳥越の「明治十七年旧慣調査書」は、ほぼ調査項目の全容を収録していると思われる。県内刊行の市町村史では、『沖繩市史』に美里間切調査の一部が田村浩の『琉球共産村落の研究』から抜粋収録され、『伊江村史』下巻（鳥越憲三郎資料¹⁰）と『宜野座村誌』（田代安定資料¹¹）に伊江島と金武間切のものが全文収録されている。

「明治十七年旧慣調査書」は、原本は残っていないが、ほぼ全容または一部が刊本収録や筆写本として十五間切（島）のものが残っている。それをまとめたものが、表1である。

表1 明治十七年旧慣調査書残存状況一覧

史料名		収集者	残存状態	備考
No. 1	沖繩島国頭地方旧慣問答書 第一冊	田代	写本	伊江村史、生活史
No. 2	沖繩附島伊江島取調書 第二冊	田代・鳥越	写本・活字	生活史

	史料名	収集者	残存状態	備考
No. 3	沖繩島恩納間切取調書 第三冊	田代・鳥越	写本・活字	生活史
No. 4	名護間切取調書(冊数ナシ)	田代・鳥越	写本・活字	
No. 5	久志地方旧慣問答書 第四冊	田代	写本	
No. 6	沖繩島大宜味地方旧慣問答書 第五冊	田代	写本	宜野座村誌
No. 7	沖繩島国頭地方金間切各村取調問答録 第六冊	田代	写本	
No. 8	沖繩島中城間切取調問答録 第七冊	田代	写本	生活史
No. 9	本部間切取調書	鳥越	写本・活字	村落の研究
No. 10	美里間切旧慣地所ニ関スル問答書(明治十七年)	田村	活字	村落の研究
No. 11	今帰仁地方旧慣地割ニ関スル問答書(明治十七年)	田村	活字	村落の研究
No. 12	美里間切旧慣人身売買ニ関スル問答書(明治十七年)	田村	活字	村落の研究
No. 13	今帰仁地方旧慣人身売買ニ関スル問答書 (明治十七年)	田村	活字	村落の研究
No. 14	明治十七年中頭郡読谷山村旧慣問答書	田村	活字	村落の研究
No. 15	〔仮称〕宮古島旧慣調査書	柳田	写本	村落の研究

凡例

1. ナンバーは、筆者が付した。
2. 名称は写本および活字本の通りとした。
3. 「田代」は田代安定、「鳥越」は鳥越繁三郎、「田村」は田村浩、「柳田」は柳田国男の略記。
4. 「生活史」鳥越「沖繩庶民生活史」の略記、「村落の研究」は、田村『琉球共産村落の研究』の略記。

十五間切（島）の「明治十七年旧慣調査書」の存在が確認できることから、この調査は沖縄全域にわたって行われたであろうと推測される。田村浩の『琉球共産村落の研究』末尾に収録されている「琉球史料」目録から、「明治十七年旧慣調査書」と推定される目録を抽出してみると、ほかに下記のようない旧慣調査書があったことがわかる。¹²⁾

首里旧慣調	今西参事官	一八八四
島尻旧慣調	同	一八八四
中頭旧慣調	同	一八八四
国頭旧慣調	同	一八八四
旧慣問答書三冊	内務部	一八四四

（「一八八四」の誤植であろう。引用者）

田村の調査は、一九二三年（大正十二）から一九二七年（昭和二）にかけて行われたと考えられる。「旧慣問答書三冊」が仮に、那覇、宮古、八重山のものだとすると、すべての地域の「明治十七年旧慣調査書」が大正末期までは残されていたことになる。

現存の「明治十七年旧慣調査書」は、十五間切（島）のものが残っているといっても、それぞれの間切（島）の全項目が残されているわけではない。内容（調査事項）の観点から残存状況を整理したものが表2である。残存史料のうち、重複するのは恩納間切と名護間切であるが、鳥越本と田代本の項目数は一致しない。別々の写本を見たときか考えられない。したがって、表2は「明治十七年旧慣

表2 項目別残存状況

項目名	国頭	伊江島	恩納	名護	久志	大宜味	金武	本部	美里	今帰仁	読谷山	宮古島	備考
	(田代)	(島)	(島)	(馬)	(田代)	(田代)	(田代)	(鳥)	(田村)	(田村)	(柳田)		
1 賃取扱ノ部							○						
2 租税未納ノ事		○	○	○			○	○					
3 地所ノ事		○	○	○			○	○	○				今帰仁は、「地割に関する 問答書」となっている。
4 寄留人ノ事		○	○	○			○	○					
5 所遺ノ事		○	○	○			○	○				○	
6 村負債ノ部							○	○					
7 地所並ニ墓地売買譲 与ノ事		○	○	○			○	○				○	
8 借入・質入・金銀貸 借ノ事		○	○	○			○	○				○	
9 上納金穀或ハ共有金 穀ヲ私用スル事		○	○	○			○	○				○	
10 砂糖取締ノ事		○	○	○			○	○					
11 戒罰ノ事		○	○	○			○	○				○	
12 吏員ノ事		○	○	○		○	○	○				○	
13 農事ノ部							○						
14 跡相続ノ事		○	○	○			○	○	○				金武間切には、「子弟分家 ノ部」があるが、鳥越にし たがって、本項に入れた (中城同)。また、「人夫使 役ノ部」があるが、空白。
15 模合ノ部			○	○	○		○	○				○	
16 付屋ノ部		○	○	○	○		○	○				○	
17 礼ノ部	冠	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	婚	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	費	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	祭	○	○	○	○	○	○	○				○	宮古島は、「祭」の項文字 はないが、項目はある。脱 字であろう。
18 人身売買		○	○	○			○	○	○				
19 遊戯		○	○	○			○	○				○	
20 旅立		○	○	○			○	○				○	
21 官民有之山林ニ関ス ル栽培伐採ノ事		○	○	○			○	○					「恩納(田代)」では、「杣 山取締向ノ儀ニ付料定」は、 別項のようにになっているが、 本項と判断した。
22 各農事勤惰賞罰並作物 競争ノ事		○	○	○			○	○					
23 道路橋梁ノ修繕架橋 ノ事		○	○	○			○	○					
24 吏員旅費ノ事		○	○	○				○					
25 海岸船舶漁業取締方 ノ事		○	○	○			○	○					金武間切は、「難破船救助 并船舶取締ノ部」とあり、 末尾に「船舶取締手続ハ如 何」があるが回答はない。

凡例 1 項目の並びは、史料により若干違う。基本的にはもっとも量の多い『沖繩庶民生活史』の順序に並べたが、一部金武間切によって修正してある。

2 項目の名称も若干の違いが見られるが、前掲書にしたがった。

調査書」の調査項目の全体像ではなく、あくまでも管見の現存調査項目一覧である。

「明治十七年旧慣調査書」は、調査当時の原本が残されていないため、真の意味では全調査事項は分からない。しかし、鳥越憲三郎の『沖繩庶民生活史』収録の「明治十七年旧慣調査書」がもっとも原本の調査事項を収録していると考えられる。『沖繩庶民生活史』をベースに調査事項を整理すると、貢租取扱ノ部／租税未納ノ事／地所ノ事／寄留人ノ事／所遣ノ事／村負債ノ部／地所並ニ墓地売買譲与ノ事／書入・質入・金銀貸借ノ事／上納金穀或ハ共有金穀ヲ私用スル事／砂糖取締ノ事／戒罰ノ事／吏員ノ事／農事ノ部／跡相続ノ事／模合ノ部／付届ノ部／札ノ部〔冠・婚・喪・祭〕／人身売買ノ遊戯／旅立／官民有之山林ニ関スル栽培伐採ノ事／各農事勤惰賞罰並作物競争ノ事／道路橋梁ノ修繕架設ノ事／吏員旅費ノ事／海岸船舶漁業締方ノ事、の二十五の項目が調査事項となっている。

(2) 田代安定資料

田代安定旧蔵にかかる「明治十七年旧慣調査書」が、現在、東京大学に所蔵されている。本稿では、沖縄県公文書館沖繩史料編集室に架蔵されているハワイ大学東西センター所蔵のマイクロフィルムからの写真複写本を使用した。田代安定収集の「明治十七年旧慣問答書」は、以下のとおりである。

沖繩島国頭地方旧慣問答書 第一冊

沖繩附島伊江島取調書 第二冊

沖繩島恩納間切取調書 第三冊

名護間切取調書 (冊数ナシ)

久志地方旧慣問答書 第四冊

沖繩島大宜味地方旧慣問答書 第五冊

沖繩島国頭地方金武間切各村取調問答録 第六冊

沖繩島中城間切取調問答録 第七冊

右記資料のうち、恩納間切と金武間切、中城間切の「旧慣調査書」は、明治十七年七月に成立したことが明らかである。「沖繩島恩納間切取調書」の末尾には、次のように記されている。

右ヶ条ノ通御座候御尋問ニ依り、此段御答仕候也。

西掟

明治十七年七月

伊芸安保／南風掟／金城厲登／大掟／金城榮秀／首里大

屋子／新里全仕／惣耕作当／当山光蔵／惣山当／当山房太／全／山城武夫地頭代／長浜善用

(／は引用者、原本改行を示す)

これらの資料は、田代安定のオリジナルな収集にかかるものであろうか。それとも、既存の資料を筆写したものであろうか。若干の検討を加えておきたい。

田代安定と沖繩との関わりは、一八八二(明治十五)年四月、農商務省より沖繩出張を命じられた

ことにはじまる。長谷部言人によれば、西原の農事試験場で試験栽培されていた「規那樹」の苗を八重山植栽するとともに、同時期来県していた尾崎三良に同行し先島を巡回したという。¹⁵ 田代は、その後一八八四年一月、農商務省御用掛となり、同二月「彼得府博覧会事務官」となってロシアに赴き、一八八五年二月に帰国している。¹⁴ 野口武徳は、「明治一七年、二〇年と訪沖し、民俗全般にわたる調査を行い」と述べているが、一八八四年に沖繩に来た可能性は少ない。長谷部言人は、その後の田代安定と沖繩との関わりについて次のように述べている。¹⁶

途中（明治十八年二月ロシアからの一引用者）、仏・伊国境近くで、同車せる一仏人が手にせる新聞を示し、当時清国と対戦中の仏国がマジコ（八重山、宮古）諸島に海軍病院を建設する計画ありと語れるを聞いて深く感激し、帰朝匆匆諸島防備の急務なるを指摘した建議書を提出した。これが工部少補渡辺洪基氏を動かし、内務大書記官西村捨三氏の沖繩県知事任命となった。六月沖繩県六等属兼任、八重山各島巡回申付られ、同各島殖民開拓及び旧慣制度改革の準備として、測量兼監督を兼ね、地理・戸籍・田植・税刑法其他旧慣法及び山林原野等の調査に従事した。先島通として聞えた林太助を御用係に迎へ、結繩記標の検索もこの機会に行はれたのである。同諸島には、明治十九年九月に至るまで滞在し、六月東京に帰還、復命書三十八冊を農商務省、内務省に提出し、同諸島開拓改革に就て力説したが、時機未だ至らざる故を以て用ゐられなかつた。田代氏は、之を主として清国に対する斟酌に因るものと解釈していたやうである。そこで、十一

月辞表を提出して退官、十二月廿三日付で帝国大学総長より南海諸島植物及び人類学上の取調を囑託される事となつた。

南海諸島とは、琉球諸島のことである。長谷部は「この南海諸島といふのは当時普通に行はれていたらしいが、田代氏は之を海南諸島と改称するを適当なりとし、明治廿一年東京地学協会に於ける講演でもこのことを述べている」と記している。¹⁷⁾ 田代は、一八八八年七月九日付で調査書類と目録を提出しているが、そのなかに「海南諸島取調書類附図」が見える。¹⁸⁾ 沖繩史料編集室には、「沖繩県取調附図」が先述のハワイ大学東西センターマイクロフィルム複写本で架蔵されているが、これが「海南諸島取調書類附図」であろう。問答書の目録は見えないが、「海南諸島取調書類附図」の一部であった可能性がある。

以上のことから旧慣問答書は、田代安定のオリジナル調査資料ではなく、田代安定が一八八七年（明治二十）末から翌年二月まで沖繩に滞在して既存の資料を調査収集し、一八八八年七月九日に東京帝国大学に提出した書類の一部であると推定されるのである。高良倉吉は、「『国頭地方金武間切取調書』は、右の田代安定が金武間切を訪れ、おそらく間切役人などから直接聞き取った内容をまとめたものである」と述べて¹⁹⁾、「田代出張の経過から見て、明治十年代後半（明治十五年～二十年の間）のものと考えてさしつかえない」と述べている。²⁰⁾ おそらく、他の問答書を見ていなかったであろう。また比嘉道子は、「執筆年が記されているのは、三冊目の『沖繩島恩納間切取調書旧慣問答』と七冊

目の『中城間切取調問答録』で、両冊とも明治十七年七月の日付である。——中略——筆者の名は、金武間切の冊に田代安定の名が見える。八重山研究で有名な田代が旧慣調査一八八四年には沖縄島に滞在していることが分かる」と記している。⁽²¹⁾他の問答書を確認し、成立年を特定しているが、やはり高良同様に田代安定のオリジナルな調査による収集と見ている。しかし、先述の田代安定の動向から、一八八四年の田代来沖は不可能であり、田代安定研究の先駆者三木健も、一八八五年に再来沖したと記している。⁽²²⁾「田代安定履歴書」(沖縄県立図書館所蔵)でも一八八四年の来沖は確認できない。比嘉が指摘するように、「沖縄島国頭地方金間切各村取調問答録」第六冊には、たしかに田代安定の名が見えるが、それは「田代安定 輯」と記されており、調査者の証にはならないと思われる。田代安定が「輯」めた、と解釈すべきであろう。

(3) 田村浩資料と柳田国男資料

「明治十七年旧慣調査書」のうち田村浩の『琉球共産村落の研究』に見られるものは、下記のとおりである。

美里間切旧慣地所二関スル問答書(明治十七年)⁽²³⁾

今帰仁地方旧慣地割二関スル問答書(明治十七年)⁽²⁴⁾

美里間切旧慣人身売買二関スル問答書(明治十七年)⁽²⁵⁾

今婦仁地方旧慣人身売買ニ関スル問答書（明治十七年）⁽²⁶⁾

明治十七年中頭郡読谷山村旧慣問答書⁽²⁷⁾

田村浩は、一九二二年（大正十）沖縄県に赴任、視学官を振り出しに産業課長を歴任した。⁽²⁸⁾ その間「五年二巨リテ琉球本島及び各離島ヲ踏査シ記録的資料ト遺制・遺跡⁽²⁹⁾」を調査し、一九二七年（昭和二）『琉球共産村落の研究』を聞書院から刊行した。その資料として、「明治十七年旧慣調査書」が活用されているのである。

「明治十七年旧慣調査書」の一つと推定されるものに「〔仮称〕宮古島旧慣調査書」がある。同資料は、成城大学柳田文庫所蔵の「宮古島近古文書」に収録されているものである。成立年は記されていないが、内容構成から明治十七年の調査書であることが明らかである。⁽³⁰⁾ 真喜志瑤子は、「宮古島近古文書」は大正十一年夏に当地（宮古島―引用者）に旅行したニコライ・ネフスキーの意見によって、収集されたものである」と述べている。⁽³¹⁾ 同書末尾には、次のように記されている。

宮古島旧誌及旧慣帳三卷、此卷ハ日誌ノ下半ニ属ス

現ニ平良警察署ノ蔵スル所筆写ガ、一枚々々原本既ニ写字ノ誤多シ。島人ノ手ニ成ル者ハ殊ニ筆癖アリ。是レ寧口保存スルニタル故ニ強ヒテ改メス。此本一副本アリ。那覇ノ図書館ニ蔵セラル。蝕混惨憺繙読スヘカラス。今ニ於テ複写ノ急ヲ認ムト云フ。是ニコライネフスキー君ノ言也。

大正十四年十二月九日 柳田国男

ネフスキーは、一九二六年（大正一五〇昭和元）二度目の宮古島調査旅行を行っている。³² 茂木明子「柳田國男とネフスキー」³³を参照すると、両者の動向から考えて、一九二三年（大正十二年）十二月から同十四年七月までの間に、柳田國男とネフスキーは面談する機会があったのであろう。

（4）鳥越憲三郎資料

一九七一年（昭和四十六）に刊行された鳥越憲三郎『沖繩庶民生活史』³⁴に名護間切・本部間切・恩納間切・伊江島の「明治十七年旧慣調査書」が収録されている。同書の「まえがき」には、次のように記されている。

この調査はすべての間切に対して行われたものであるが、戦時下の昭和十九年に県庁の書庫を調べたところ、国頭郡の中でも「名護間切取調書」「本部間切取調書」「恩納間切取調書」「伊江島取調書」を含む一冊だけが見つかり、他は紛失していた。その中に「名護間切各村調書」「本部間切各村調書」「恩納間切各村調書」という、同じ内容のものではあるが、村役人との簡単な問答体になる調書も綴じられていた。／すべての間切にわたって調書が見つからなかったことは残念ではあるが、沖繩本島の中でも文化的におくれている国頭郡の一部の調書があったことは、不幸中の幸いであった。——中略——稿了にあたって強く脳裏を駆けめぐるのは、戦時下に鼠や虫にいたんだ原本を清記してくれた当時の第一高女の三人の娘さんのことである。三人とも学徒出陣

し、二人は洞穴の中で歌をうたいつつ死んで行き、姫百合の塔にその名を刻まれている。はじめのころの数日だけ手伝わってもらったので、名前を忘れたが、他の一人は生き残った―以下略。

（ ）は引用者、原文改行を示す

伊江島の「明治十七年旧慣調査書」は、『伊江村史』下巻(35)にも収録されている。底本は沖繩史料編集室所蔵の鳥越憲三郎旧蔵資料であるという。沖繩史料編集室蔵のコピー複製本で確認したところ、二百字詰め原稿用紙に清書されており、枠外に鳥越憲三郎の印字がある。また、校正の跡が見える。清書原稿には表題の次に、以下の記述がある。

当島ノ儀ハ、五村連絡、他間切ノ一村ノ如シ。只、砂堂ノミ一里計リ隔リ居レトモ、是ハ近年移転シタルモノ、由ニテ、習俗等些モ相異ルモノナシ。素ヨリ一応取調ハ致候得共、右様之次第ニテ、只重複ニ渉ル迄ノ事ニ付、各村調ハ略候。

この部分は、『沖繩庶民生活史』には収録されていないが、『伊江村史』下巻に収録されている。しかし、原稿と数ヶ所の違いがあるうえ『伊江村史』下巻には「現近代慣習法ノ根源ヲナシテイル」との記述があるなど、若干の違いが見える。

II 明治十七年旧慣調査の歴史的背景

(1) 沖縄県の旧規調査と酒税問題

「明治十七年旧慣調査書」成立の直接的契機は確認できない。岩村通俊は明治十六年四月二十一日の山県有朋・山田顕義宛の報告で、「県庁、旧慣卜事実ニ暗シ、一中略―該県令ハ何分此際、転任シカルベシ」と述べているが、沖縄の旧慣調査が体系的になるのはこの後である。明治十七年旧慣調査は、沖縄県の業務として行われていた可能性が高い。一八八三年（明治十六）一月十四日、上杉県令が更迭され、「旧慣卜事実ニ暗シ」と断言した会計検査院長岩村通俊が沖縄県令兼務となった。岩村県令は、同年五月十日、丙第二十一号布達により、「編纂課」を設置するよう指示しており、五月十六日付で庶務課を編纂課に改めている。³⁷一八八四年一月の沖縄県知事西村捨三名による「明治十七年沖縄県予算調査」には、「諸手当印刷費ハ、更ニ編纂課ヲ置キ専ラ旧規取調ヲナスカ為」とあり、「旧規」の調査が予告されている。西村捨三は、赴任早々から「旧規」調査を企図していたことがわかる。旧慣の調査は、岩村県政の時に準備されていたものであるが、西村県政による予算措置を伴うことによって本格的な旧慣調査が開始されたと考えられる。

一八八四年一月、沖縄の泡盛に税が課されていないために沖縄産の泡盛が鹿児島島の焼酎醸造業を圧迫しているとして、泡盛を鹿児島に輸入するときは輸入税を課したいとする願書が鹿児島県から大蔵

省に出されている。⁴¹その後、明治政府は宮田直次郎を派遣し、「賦税収税及徴税費二関シ」調査を行っている。報告のなかで宮田は、「急施ヲ必要ト相考候事」として「租税ヲ滞納スルモノ多ク」、「村吏等ニ於テ私ニ流用シ為メニ未納ヲ醸スモノ不少」と指摘している。⁴²「明治十七年旧慣調査書」の調査項目のうち、「貢租取扱ノ部」「租税未納ノ事」「上納金穀或ハ共有金穀ヲ私用スル事」は、宮田直次郎の指摘が反映されている。

一八八四年に旧慣調査が構想された背景には、行政の便宜のみならず裁判の判決資料としての必要性もあったのではないだろうか。これを示唆する史料に、「原顧問応答書」がある。「原顧問応答書」は、『近世地方経済史料』第十巻に収録されており、明治十四年十一月十一日から明治十六年六月九日にかけての応答書である。「原顧問応答書」は、県庁各課からの照会に答えたもので、租税課11、裁判掛7、庶務課3、勸業課2、出納課1、不明1、となつている。⁴³当時、那覇地方裁判所判事は県令の兼務職であり（明治二十五年まで兼務）、⁴⁴裁判掛からの照会があることが注目される。原顧問は、鍋島県令時代の大書記官であつた原忠順だと思われる。原忠順は、法制局七等出仕を経て沖縄県少書記官（後大書記官）に任命されている。⁴⁵原顧問の退任時期は不明であるが、「原顧問応答書」が確認できなくなったあと、旧慣調査と編纂課設置が企図されている。

「明治十七年旧慣調査書」は、一定の様式により作成されている。しかし、質問のなかには、間切独自のものがあれば、さらに質問が追加されているものもあることから、文書による調査依頼に対し

間切吏員が文書で回答したというのではなく、質問者が直接間切まで行って調査を行っていることがわかる。「明治十七年沖縄県予算調書」には、沖縄県吏員の「巡回旅費」や「証人呼出旅費」が見える。⁴⁶西村捨三は、明治十六年度の巡察使として滋賀県に赴いている。⁴⁷現地に赴いての問答式調査は、この経験から着想されたものであろうか。「明治十七年旧慣調査書」は、編纂課による当初から企図されていた「旧規取調」と宮田直次郎の指摘を受けた調査の成果ではないかと推察される。田村浩の『琉球共産村落の研究』末尾に収録されている「琉球史料」目録には、「首里旧慣調 今西参事官 一八八四」の記載が見える。那覇役所長などを務めた今西相一であろう。明治十七年の『官員録』には今西相一の名はなく、明治十八年の『官員録』に初めて那覇役所長今西相一の名が見える。⁴⁸おそらく、直接今西相一が明治十七年の旧慣調査に携わったことを示しているのではなく、丸岡莞爾知事時代に今西が整理に関わったことを示しているであろう。

(2) 明治初期日本の統治・法体系の整備

明治政府の成立から明治二十年代初頭までは、日本が近代国家として確立していく揺籃期であった。大島美津子は、「維新から明治二〇年代に至る時期の地方統治の第一の特徴は、短期間に度重なる制度改正や統治方針の変革が行われた事であった」と述べている。⁴⁹この時期の地方統治で画期をなすのは、明治十一年の「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」、いわゆる「三新法」の制定であ

ろう。⁽⁵⁰⁾三新法の制定は、「固有の旧慣との乖離を反省して、地方の実情をふまえた組織化へと方向転換を図った」⁽⁵¹⁾とされ、『生活共同体としての村』の多くは、この制度的改革と行政上の地位の法認を契機に、公選戸長の職務遂行を支える村規約を制定⁽⁵²⁾していった。すなわち、三新法の制定以降、明治政府は各地域の旧慣尊重的な政策基調へと転換していったのである。上地一郎は、三新法の起稿は、琉球処分官として廃藩置県を強行した松田道之であることを指摘しつつ、「琉球処分と旧慣存置策は、地域住民を国民国家の下に摩擦なく包摂しようとする三新法体制の延長線上に位置づけられるべきものである」と述べている。⁽⁵³⁾

明治十四年七月、参議大隈重信と伊藤博文連名による「登記法取調ノ議」が太政官に上申され、八月、内務省に登記法取調掛が設置されている。⁽⁵⁴⁾内務省の登記法取調掛は、明治十七年に廃止され、登記法の調査は司法省の登記制度取調委員会に引き継がれているが、「司法大輔岩村通峻^{イヅミ}らが参加したらしい」。⁽⁵⁵⁾「岩村通峻」は、第三代沖繩県令岩村通俊と同一人物であろう。岩村は、明治十六年十二月二十一日に沖繩県令を解任されているが、「旧慣温存という置県以来の明治政府の方針を、確固不動のものにした」⁽⁵⁷⁾といわれている。岩村の旧慣温存策は、全国的な旧慣尊重路線の反映であろう。

この時期、全国的に『公証偽造等ノ犯罪ガ年一年ニ増加』して『明治十八年頃ニハ其管理者タル戸長及戸長役場ノ筆生等ニ重公証ヲ為シタル件数ハ三百件以上ニモ上ツテ』おり、それがために『當時地所建物船舶等ノ売買譲与質入書入公証信用ト云フモノハ地ヲ払フニ至ツタ』⁽⁵⁸⁾のであった。登記

法は、明治十九年八月十三日に公布され、その第一条には、「地所建物船舶ノ売買譲与質入書入ノ登記ヲ請ントスル者ハ本法ニ従ヒ地所建物ハ其所在地船舶ハ其定繋場ノ登記所ニ登記ヲ請フ可シ」と規定された。⁶⁰「明治十七年旧慣調査書」の「地所並墓地売買譲与ノ事」や「書入・質入・金銀貸借ノ事」、「海岸船舶漁業取締方ノ事」の項は、当時の日本社会における問題意識（不動産登記法制定をめぐる議論）が反映されている。

明治十七年は、「地租改正条例」が廃止され、「地租条例」が制定された年でもある。⁶⁰同年九月、大蔵省は主秘乾第三十七号をもって「地租検査手続」を内達し、翌年から地押調査がはじまった。⁶¹また明治初期は、「府県物産表」（明治三年開始）、戸口調査（明治五年）、「全国土地調査」など、さまざまな社会調査が行われた時期でもあった。⁶²

（3）明治十七年旧慣調査と民事慣例類集・シマの話（佐喜真興英）

明治期の調査のなかで、司法省が行った明治九年の『民事慣例類集』調査と明治十一年から明十三年の『全国民事慣例類集』調査は、「民法典編纂の材料に供せんが為」の大規模な地方慣例調査であった。⁶³

「明治十七年旧慣調査書」は『民事慣例類集』との類似性がある。黒木三郎は、『南島村内法』の解題のなかで「本土においては、『民事慣例類集』のような調査資料はあるが、近代法の下において

は、それはあくまでも旧慣であった」と述べている。⁶⁴『民事慣例類集』は、明治一八七七年（明治十）司法省から刊行されているが、その調査は一八七六年に行われている。⁶⁵また、一八七八年から一八七九年にかけても調査が行われ、一八八〇年に『全国民事慣例類集』が同じく司法省から刊行された。⁶⁶この調査の発端をつくったのは、御雇い外国人ヒルの提言であったといわれている。⁶⁷

「民事慣例類集」の編纂と琉球・沖縄の旧慣調査がどのように連動していたかは、明確でない。しかし、『全国民事慣例類集』の凡例には、「琉球国ハ他日採録スル所アルベシ」とあり、生田精の『畿道巡回日記』にも、「他日幸得百余日之間。経甲斐飛驒。到能登。航隠岐奄岐。遂及琉球」とある。⁶⁸「民事慣例類集」の射程は琉球をもとらえていたが実現しなかった。

『民事慣例類集』と「明治十七年旧慣調査書」の直接的な関連は不明であるが、内容構成が似ており、「明治十七年旧慣調査書」は民法策定に向けた同時期の日本社会における旧慣調査の影響を少なからず受けていると考えられる。『民事慣例類集』と「明治十七年旧慣調査書」は、佐喜真興英「シマの話」の構成とも類似性がある。佐喜真興英は、一九二一年（大正十）東京帝国大学法学部を卒業し、福岡や岡山の地裁で判事を歴任した法律家である。⁶⁹佐喜真は、帝大時代穂積陳重に私淑し、その法律進化論に強く影響をうけたといわれる。⁷⁰「シマの話」には、後に「法社会学」と呼ばれるようになる学問領域が含まれていることが窺知できることに着目しておきたい。⁷¹

Ⅲ 明治十七年旧慣調査書の史料性格と内法

(1) 史料の伝存状況と史料性格

「明治十七年旧慣調査書」は、調査当時の原本は存在しない。田代安定が収集した資料（以下、「田代本」という）は写本であり、随所に誤写と思われる箇所がある。筆者は田代の真筆を見ていないが、誤写が多いことから第三者に筆写させたものと考えられる。また、田代がどこに収蔵されていたものを筆写させたのか、明確でない。しかし、田代本が現在もっとも史料価値が高い。田代本の次に史料価値が高く内容が豊富なものは、鳥越憲三郎の『沖繩庶民生活史』に収録されているものである。活字化され利用しやすいが、誤植または誤写と思われる箇所もあり、また原本を再編集しているため原史料の体裁への復元が困難である。同書の基になったと思われる鳥越の原稿が、沖繩県公文書館沖繩史料編集室に収蔵されており、原稿と活字本との校合も今後必要であろう。田村浩の資料は、活字化され『沖繩共産村落の研究』に収録されている。田村資料は、間切単位での紹介はなく、一部しか記述されていない。しかし、同書末尾には、沖繩県庁の書庫で確認した目録が記されており、田村資料の調査によっては、活字化されている資料以外の「明治十七年旧慣調査書」が発見される可能性もある。もし、目録の資料が残されているとすれば、沖繩全域の調査書が揃うことになる。柳田国男の収集した資料は、成城大学の柳田文庫のなかの「宮古島近古文書」の一部である。これも、柳

田が直接筆写したのではなく、第三者に筆写させたものである。

以上のように、「明治十七年旧慣調査書」は活字本と写本が残されているが、写本も研究者自身が筆写したのではない。「内法」など周辺史料との比較校訂を行うことが求められている。しかし、すべての項目が内法の内容と重なるわけではない。また、「県史内法」自体も底本についてはその原本を確認していない。底本と推定される沖縄県立図書館所蔵の「沖縄県旧慣間切村内法」（以下、県「県図内法」という）には奥付がなく、いつ、誰が（どのような機関が）発行したのか不明で、「県図内法」にも単純な誤りと見られる箇所が少なくない。「県史内法」も「県図内法」もテキストとしては、適切とはいえない。「内法」自体に綿密な校訂作業が望まれており、逆に「内法」校訂にとっても貴重な史料といえる。

（2）明治十七年旧慣調査書と内法

明治十七年の全県的な旧慣調査とほぼ同じころ、「未納税徴収内法取調書」（以下「明治十七年内法」と称す）が成立している。明治十七年の内法は、与那城間切（明治十七年十一月四日）、北谷間切（十一月二十五日）、浦添間切（九月二十四日）のものが残っており、間切の地頭代から中頭郡役所に報告されている。「明治十七年内法」は、その名称から明らかのように、宮田直次郎が急ぐべき課題として指摘した租税滞納問題が反映されており、明治十七年の旧慣調査の延長線上に「明治十七年内

法」は成立している。「明治十七年内法」のあと、一八八五年（明治十八）十一月九日、沖繩県乙第七十七号御達が発され、沖繩県全域において内法の調査・届出（成文化）がはじまった。⁽⁷⁴⁾その後、乙第八十四号（同年十一月、日付不明）、乙第三十九号（明治二十年八月）が出され、内法調査は継続された。⁽⁷⁵⁾その過程で、内法は変更されている。現在、『沖繩県史』第十四巻や『南島村内法』で確認できる内法は、変更後の内法がほとんどである。

金武間切を事例に、「明治十七年旧慣調査書」と内法の関係を検討してみたい。

第三条 間切内へ租税未納者アルトキハ、其処分法ハ如何。

答 間切内へ租税未納者アルトキハ、取納座ヨリ主任ノ捌理ヲ召喚シテ拘留シ、尚延滞スルトキハ、地頭代ヲ召喚、嚴責シテ平等所ノ座牢ニ入り、皆納ノ上放免セラル。番所ニ於テハ、他ノ捌理其村屋ニ至リ、村吏ト未納者トヲ督責シ、若シ貧窶ニシテ皆納ノ見込ナキ者ハ、親戚・与中、或ハ一村ヲシテ、一時負担上納セシムルノ旧慣ナリ。

第四条 諸上納延期セシ村吏等へ、科料申付ル等ノ事アリヤ。

答 諸上納皆済ノ後、下知〔役〕・検者以下ノ吏員番所ニ相集リテ祝宴ヲ張ル。其時上納延期セシ村吏ヲシテ庭中ニ座セシメ、呵責シテ、将来ヲ戒シムルノミ。別ニ科料申付ル等ノ事ナシ。

第五条 百姓地ニ係ル租税未納者アルトキハ、其処分法ハ如何。

答 八箇村トモ、其親族へ分担上納セシム。若シ親族貧窶ニシテ代納スルコト能ハザレバ、本人ノ家屋家財ヲ売却シ、尚不足スルトキハ、与中又ハ一村へ協議シ、本人ハ勿論、兄弟妻子ヲモ身売シ、人ノ僕婢トナシテ上納セシムルノ旧慣ナリ。

第六条 本人ノ家屋家財ヲ売却シ、且兄弟妻子ニ至ル迄身売シテ、尚不足スルトキハ如何。

答 八箇村トモ、從兄弟迄ノ親族中、親疎ト貧富トニ依リ、其不足ヲ分担セシムルヲ例トス。若シ親戚ニテ分担スルコト能ハザレバ、与中又ハ一村ヨリ負担上納スルノ内法ナリト雖ドモ、一家ノ未納ニ付テハ、是迄与中一村ヨリ負担セシ事ナシ。

第七条 前二条ノ取計ラヒヲ為サズ、一村ノ共有金穀ヲ以テ、一時未納者へ取替置等ノ事アリヤ。

答 八箇村トモ、未納者へ一村共有ノ金穀ヲ貸与セシ事ナク、年々各村ヨリ番所へ身売人ノ有無ヲ届出テ、若シ貢租ノ未納又ハ父兄疾等ノ為ニ身売シ、其情状憫察スベキ者アレバ、間切内へ協議シ、各村製造過ノ砂糖代価ノ内ヨリ、身売高ノ金ヲ給シテ、帰宅セシムルノ旧慣ナリ。

第八条 貢租未納者ノ地所ヲ取揚ゲ、更ニ他人へ配当ス等ノ事アリヤ。

答 八箇村トモ未納者赤貧又ハ鰥寡孤独ニシテ、到底諸上納皆済ノ見込ナキ者ハ、村吏協議ノ上、予テ配当シタル耕地ヲ取揚ゲ、村内ニテ人選シ、更ニ配与スルヲ例トス。⁽¹⁵⁾

金武間切の「明治十七年旧慣調査書」の「租税未納ノ部」の一部（百姓地に係る部分）を示した。

六条の条文からなる。同様な内容は、金武間切の内法にもあるが、間切内法三条と各村内法一条のみとなっている。

第百五条 村方ニ諸上納モノ日限通り不相納トキハ、科銭申付、其上頭・組頭番所へ詰込サセ、皆納ノ之上差帰シ、若詰居半ニ逃去ルトキハ、科銭四拾銭申付候事

第百六条 村方ニ於テ諸上納物不納ノトキハ、催促トシテ他村之頭々差遣シ、手間賃卷人ニ付忒拾銭宛、不納者へ科銭トシテ申付候事

第百九条 各村ニ於テ貢租並ニ公費未納ノトキハ、担当ノ掬吏・文子、其村へ催促セシメ、完納能ハサルトキハ、当高ノ錢該村人民ノ家財・畜類引揚、日限ヲ与へ期限経過ノ後ハ、公売ノ上未納金ニ充テ、又村方ニ於テハ未納者ノ家財・畜類引揚売却シテ、其金ヲ相償ヘシ。若シ、本人爾後未納ノ患アルモノ又ハ無資力ノ者ハ、村中協議ノ上、持地引揚候事。⁷⁶⁾ [間切内法]

第三十九条 地人中ニ於テ貢租其他上納物未納致ス時ハ、掬・頭ニテ、本人ノ拒ミ又ハ不在ト雖トモ、直ニ作毛・家財・畜類引揚ケ売払、未納ニ差向ケ、残余アレハ本人ニ還付シ、若シ不足ヲ生スル時ハ、妻子ヲ為売、親類ニ及ホシ、夫ニテ不足スル時ハ与中・村中・間切中ニ及ホスヘシ。但、以後未納ノ患アルモノハ、現地引揚、他へ掛替候事。⁷⁷⁾ [各村内法]

「明治十七年旧慣調査書」の第三条の前半〔①王府の取納座は、担当「掬理」を呼び出し、拘留する。②なお延滞が続くときは、「地頭代」を呼び出し（王府の取納奉行か）、厳しくしかり「平等所」

の座敷牢に入れる」は、王府の取納奉行の間切役人の対する処分で、後半は間切番所の処分である。後半〔③間切番所では、拘留されている「捌理」以外の者が「村屋」(村番所)に行き、村の役人と未納者を督責する。④貧窮で皆納の見込みがない者は、親戚や与、あるいは村で一時的に替えて上納させる〕は、間切内法の第百五条と第百六条に対応するものであろう。内法の文脈から、担当「捌理」が拘留されているのは間切番所だと考えられる。間切内法では滞納者に対して、料金の賦課が記されていることが特徴である。「明治十七年旧慣調査書」の第五条から第八条は、間切内法百九条および各村内法第三十九条に対応するものであるが、「明治十七年旧慣調査書」の方が詳細である。

このように、「明治十七年旧慣調査書」と内法は対応関係が見られ、また内法で見えない慣行が記されているところもあり、内法研究という観点からも「明治十七年旧慣調査書」の意義は大きい。鳥越憲三郎は、『沖繩庶民生活史』⁽¹⁸⁾に収録している「明治十七年旧慣調査書」に、しばしば内法を注記している。

(3) 明治二十一年の旧慣調査

一八八八年(明治二十一年)の旧慣調査書は、いまのところ宮古島の事例しか確認できず、また全体的にこのような旧慣調査が行われたことを確認できる史料は見つかっていない。「明治二十一年宮古島旧慣調査書」は、成城大学柳田文庫所蔵の「宮古島近古文書」のなかに収録されているもので、

『明治期宮古島の旧慣調査資料』で紹介され解説が加えられている。⁷⁹⁾「明治十七年旧慣調査書」と同じような形式で類似項目の設問と回答からなっており、「明治二十一年宮古島旧慣調査書」の補完的な性格をもっている。設問内容に宮古島独自のものは少なく、このような照会には各島、各郡役所あてに出されたのではないかと思われる。末尾に「右ハ、廿一年七月九日、習第一号習慣法取調委員山下属ノ照会ニ対シ、全月十二日、宮往第百八十二号ヲ以廻答相成候第一科内号往復綴ヨリ抜萃ス」とある。内法の調査・届出がなされたあとも、「習慣法取調委員」が配置され旧慣調査が行われていたことは注目に値する。

おわりに — 明治十七年旧慣調査書の意義

利光三津夫は『民事慣例類集 附 畿道巡回日記』の解説のなかで、同書が沖縄をカバーしていないことをなげき、「明治初年の沖縄には、わが国古代史を解明する上に、貴重なる慣習が豊富にあつた豊富に伝承されていたはずである。(生田―引用者挿入) 精の調査が、中道にして廃せられたことは、惜しみて余りありといわざるをえない」と述べている。『民事慣例類集』や『全国民事慣例類集』の調査は、沖縄まで及ぶことはなかったが、「明治十七年旧慣調査書」はその沖縄版ともいえる内容となっている。近代沖縄史研究の史料としてのみならず、民俗学や法史学の観点からも貴重である。

佐喜真興英は、「シマの話」の中で、^{シマ}村について次のように述べている。

島の結合は極めて強固であつた。島の^{ママ}人々は些細な事まで共同な行動に出でた。シマの語にはシマの人でないと到底理解し得ない程神秘的な意味が含まれていた。各島には一種の型があつてシマ人は殆ど例外なく此型にはまつた。——中略——島人が他島人を輕視し憎悪したのは全く自己の島に対して有する懐しい眞のシマ意識の表現に他ならなかつた。島内に於ける島人の平和な眞の意味の一心同體的生活は、今日からは殆ど想像もつかぬ程であつた。⁽⁶⁰⁾

^{シマ}村は、村の祭祀から貢租負担まで、神秘的一心同體的生活によつて成り立っており、村はパトリソのものであつた。したがつて、ある意味では村は村人自身でもあり、村に出自を持つ者にとつて村の歴史は大きな関心事となるのである。しかし、^{シマ}村レベルの史料は少なく、村を対象としつつ膨大な業績を残してきた民俗学も神事や祭祀研究に重きが置かれ、慣習や社会生活レベルの研究は少ない。

近年、「共同体」について再考していく機運が⁽⁸¹⁾みられ、東南アジアの共同体を視野においた沖縄の村落共同体研究も見られる。⁽⁸²⁾ 既述のように「明治十七年旧慣調査書」は、史料の伝存のあり方から周到な史料批判を要する史料であることが確認できるが、それにもかかわらず、間切や村へ県庁の職員が直接赴き、間切や村の役人から直接聞き取りをした史料である。このような史料は、この時期にほとんど存在せず、旧慣期の間切や^{シマ}村レベルの慣習や行政を知ることのできる史料だといふことができる。

付記 本稿は、二〇〇七年一月、沖縄大学大学院修士課程（現代沖縄研究科）に提出した修士論文の第一章を大幅に加筆修正したものであり、本稿の概要は一年半前に成立していた。しかし本稿修筆の途中で、宮古島の「明治十七年旧慣調査書」を含む「旧慣期宮古島の旧慣調査資料」（『宮古島市史料集1』、二〇〇八年五月、宮古島市教育委員会）の解題執筆をすることになり、一部修士論文を援用したため、本稿の一部は同書の解題と重なる部分がある。ご海容を乞う。

【註】

- (1) 台湾の旧慣調査は、一九〇〇年（明治三十三）岡松参太郎らによって開始され、一九二二年（大正十一）に最終報告を出すまで、約二十年にわたって行われた（川島武宜「岡松参太郎博士の台湾旧慣調査と華北農村慣行調査の末弘巖太郎博士」『川島武宜著作集』第六卷（一九九五年、勁草書房）。また、岡松参太郎の旧慣調査とは別に早い時期（一八八八年・明治三十一）から土地調査事業も行われている（江丙坤『台湾地租改正の研究』、一九七四年、東京大学出版会）。さらに、明治三十六年からは、『台湾統計協会雑誌』も刊行され、統計調査も展開された（高橋益代『台湾統計協会雑誌』総目次解題）、Discussion Paper Series No.89、一橋大学経済研究所、二〇〇五年）。朝鮮における土地調査事業については、宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』東京大学東洋文化研究所紀要別冊（一九九一年、汲古書院）という詳細な研究があり、山路勝彦『近代日本の海外学術調査』（山川出版社、二〇〇六年）でも、植民地朝鮮における旧慣

調査が紹介されている。満州旧慣調査は、満鉄調査部によって行われた。満鉄調査部は、一九〇七年（明治四〇）四月に設置され、台湾旧慣調査の中心的人物であった岡松参太郎が調査部長として招かれた（川島前掲論文）。占領地の中国華北農村旧慣調査は、一九三九年（昭和十四）から一九四四年にかけて、法学者末弘厳太郎を中心に行われた（同前）。一九三二年から一九三四年にかけて矢内原忠雄の「南洋群島」調査活動も、広くは植民地旧慣調査に位置づけられるであろう（『南洋群島の研究』昭和十年、岩波書店）。前掲山路勝彦『近代日本の海外学術調査』にも、は南洋諸島の旧慣調査が紹介されている。

- (2) これらの調査は、植民地統治あるいは占領地統治の必要性から生まれたものであるが、太田朝敷は、明治三十五年六月三日の『琉球新報』で旧慣期の沖縄について「沖縄は決して日本の新領土にあらず、我輩沖縄県人も亦決して爾くは思はざるなり。然れども政府は慥かに新領土を以て沖縄に擬せり」と述べ、新領土「台湾―引用者」政策と沖縄でとられた政策が類似していることを指摘している（『太田朝敷選集』上巻、一九九三年、琉球新報社、二六六頁）。また、春山明哲も沖縄の旧慣調査と台湾旧慣調査の類似性を指摘している（『台湾旧慣調査と立法問題』、『新沖縄文学』第六〇号、一九八四年、沖縄タイムス社、八〇頁）。
- (3) 岩波講座『帝国』日本の学知』第一巻『帝国』編成の系譜』（二〇〇六年、岩波書店）『編集にあたって』、i頁。

- (4) 拙稿「近代沖縄における旧慣調査とその背景」（『地域研究』第五号、沖縄大学地域研究所、二〇〇九年刊行予定）。

- (5) 内法の成立、成文化の過程については、別稿を準備している。
- (6) この史料は、収録されている本により様々な呼称が付されているが、本稿では、時代背景を理解しやすくするため「明治十七年旧慣調査書」と称する。
- (7) 田村浩『琉球共産村落の研究』（一九七七年、至言社）。
- (8) 鳥越憲三郎『沖繩庶民生活史』（一九七一年、雄山閣）。
- (9) 『沖繩市史』第二卷（一九八四年、沖繩市教育委員会）、三三六および三七一頁。
- (10) 『伊江村史』下巻（一九八〇年、伊江村役場）。
- (11) 『宜野座村誌』（一九八八年、宜野座村役場）。
- (12) 田村浩『琉球共産村落の研究』（一九七七年、至言社）、四八八頁。
- (13) 長谷部言人「田代安定氏について」『沖繩結繩考』（一九七七年、至言社）、二頁。
- (14) 同前。
- (15) 前掲『沖繩結繩考』、解説Ⅳ。野口は、『南島研究の歲月』（一九八〇年、未来社）の「田代安定」の項でも明治十七年来島説を展開している（六頁）。
- (16) 前掲書、二〜三頁。なお、近代沖繩と田代安定との関わり、歴史的な位置づけ、収集資料については、三木健「田代安定と近代八重山」『虹』十四〜十九号、一九七二〜一九七三年（後に『八重山近代民衆史』（一九八〇年、三一書房に収録）および齋藤郁子「田代安定の学問と資料」『沖繩文化研究』、二〇〇六年、法

政大学沖繩文化研究所)に詳しい。

(17) 前掲『沖繩結繩考』、八頁。

(18) 前掲『沖繩結繩考』、七頁。

(19) 前掲『宜野座村誌』、五十五頁。

(20) 同前、五十六頁。

(21) 「『沖繩地方旧慣問答書』にみる『性・産・家族』」、『沖繩女性史研究』創刊号(一九九七年、沖繩県教育委員会)、六十八頁。

(22) 前掲『沖繩県史』別巻、三五五頁。田代安定についての研究には、三木健「田代安定」『伝統と近代』第二十五号(一九七四年)三木健「田代安定と近代八重山」(前掲)、野口武徳「前掲『沖繩結繩考』解説」、「田代安定研究会」(文責、宮平真弥・輝広志『法政大学沖繩文化研究所報』第五十六号、二〇〇五年)、宮平真弥・輝広志「田代安定研究の現状と課題」『法政大学沖繩文化研究所報』第五十七号(二〇〇五年)などがある。

(23) 前掲『琉球共産村落の研究』、二九〇～二九四頁。

(24) 同前、二九四～三〇三頁。

(25) 同前、三八八～三九二頁。

(26) 同前、三九二～三九四頁。

- (27) 同前、四〇八、四一二頁。
- (28) 同前、解説(与那国遣)。
- (29) 同前、一頁。
- (30) 伊敷勝美・恩河尚・儀間淳一・齋藤郁子・平良勝保・輝広志「明治期宮古島の旧慣調査資料」(『宮古島市史料集1』、二〇〇八年五月、宮古島市教育委員会)。
- (31) 『民俗学研究所紀要』第二十六集(成城大学民俗学研究所、二〇〇二年)、一七六頁。なお、『南島文献解題』(成城大学民俗学研究所編、一九九九年、砂子屋書房)にも、真喜志瑤子による解題がある。
- (32) 田中水絵「N・ネフスキーの宮古研究の道程—論文「宮古における病封じ」を中心に」(『沖縄文化』通巻一〇〇号、沖縄文化協会、二〇〇六年)。
- (33) 『民俗学研究所紀要』第三十一集別冊(成城大学民俗学研究所、二〇〇七年)。
- (34) 前掲『沖縄庶民生活史』。
- (35) 前掲『伊江村史』下巻。
- (36) 同前、一〇〇頁。
- (37) 同前、八十八頁。
- (38) 『沖縄県史料』近代3(一九八〇年、沖縄県教育委員会)、三三八頁。
- (39) 同前、三四四頁。

- (40) 前掲『沖繩県史』第十二卷、二四二頁。
- (41) 前掲『沖繩県史』第十三卷、五二〇頁。
- (42) 前掲『沖繩県史』第十三卷、五二四頁。
- (43) 『近世地方経済史料』第十卷（一九六八年、吉川弘文館）、二二二～二二五頁。
- (44) 菊山正明「琉球処分と沖繩県統治機構の創設」『明治国家の形成と司法制度』（一九九三年、御茶の水書房）、三五五頁。
- (45) 同前、三五二頁。
- (46) 前掲『沖繩県史』第十二卷、二四三頁。
- (47) 我部政男編『〈明治十五年、明治十六年〉地方巡察復命書』下（一九八一年、三一書房）解題、七十四頁。
- (48) 沖繩県公文書館沖繩史料編集室蔵『官員録』。
- (49) 大島美津子『明治国家と地域社会』（一九九四年、岩波書店）、二頁。
- (50) 同前、一一〇頁、および神谷力『家と村の法史研究』（一九九三年、御茶の水書房）、四五七～四九七頁参照。
- (51) 前掲『明治国家と地域社会』、一〇八頁。
- (52) 前掲、『家と村の法史研究』、四五七頁。
- (53) 上地一郎「沖繩明治期の旧慣存置策に関する一考察」『早稲田法学会誌』第五十三卷、十一頁。

- (54) 奥田晴樹『日本の近代的土地所有』(二〇〇一年、弘文堂)、一二八頁。
- (55) 福島正夫「旧登記法の制定とその意義」日本司法書士協会編『不動産登記制度の歴史と展望』(一九八六年、有斐閣)、二十八頁。
- (56) 福島前掲論文、前掲『不動産登記制度の歴史と展望』、二十九頁。
- (57) 前掲『沖縄県史』第一巻、二〇一頁。
- (58) 福島前掲論文、前掲『不動産登記制度の歴史と展望』、二十二～二十三頁。
- (59) 前掲『日本の近代的土地所有』、一二九頁。
- (60) 塚田利和『地租改正と地籍調査の研究』(一九八六年、御茶の水書房)、一二五頁。
- (61) 同前、一三〇頁。
- (62) 川合隆男「近代日本社会調査史研究序説」川合隆男編『近代日本社会調査史(Ⅰ)』(一九八九年、慶應通信)、二十一頁。
- (63) 手塚豊・利光三津夫編著『民事慣例類集 附 畿道巡回日記』(一九六九年、慶應義塾大学法学会)、三三頁。
『民事慣例類集』の調査は、江藤新平司法卿の跡を継いだ大木喬任司法卿のもとで行われたが、大木は民法典の編纂作業にあたって慣習を重視した(福島正夫「明治初年における西欧法の継受と日本の法および法学」『日本法とアジア』仁井田陞博士追悼論文集、勁草書房)。
- (64) 黒木三郎「解説」、奥野彦六郎『南島村内法』(一九七七年、至言社)、九頁。

- (65) 前掲『民事慣例類集 附 畿道巡回日記』および竹内治彦「明治期慣行調査にみる『慣行』と『近代』——民事慣例類集調査と調査者生田精の思想を中心に——」(前掲『近代日本社会調査史(1)』)を参照。
- (66) 同前。
- (67) 手塚豊「司法省御雇外国人ヒルの意見書」(手塚・利光編、前掲書)。
- (68) 前掲『民事慣例類集 附 畿道巡回日記』、二七二頁。なお、同書所収、利光三津夫「『民事慣例類集』『全国民事慣例類集』の編輯とその編者達」を参照。
- (69) 稻福日出夫「『郷土愛について』…二人の生涯の覚え書」『沖縄法政研究』創刊号(沖縄国際大学沖縄法政研究所、一九九九年)。
- (70) 稻福前掲論文および同「佐喜真興英の中学時代と作品2題」『沖縄法政研究』第五号(二〇〇三年)、同「ヤーコプ・グリム 郷土愛について——埋もれた法の探訪者の生涯——」東洋企画、二〇〇六年を参照。
- (71) 戦後の法社会学の形成に大きな役割をはたした末弘巖太郎は、一九二二年に東京帝大を卒業(『末弘著作集 I・法学入門』、日本評論社、一九五二年、テキストは一九八三年第二版第七刷)、一九一七年に海外留学に出、一九二〇年に日本に戻っている(川島武宜「末弘巖太郎先生の法学理論」『川島武宜著作集』第一巻、岩波書店、一九八三年、三三三頁)。佐喜真は、一九二一年の卒業であり、末弘と佐喜真との接点が見える(田里雅湖氏のご教示による)。
- (72) 『近世地方経済史料』第十巻(吉川弘文館、一九五八)、一六三—一六五頁。

- (73) 『沖繩県令達類纂』上巻、一三五～一三六頁。同書によれば乙第七十七号は、「各間切島及ヒ村方ニ於テ、旧藩中執行候内法或ハ村約束等ノ義、詳細取調、過料等ニ係ル米錢遺払ニ至ル迄都テ、取捨増減ナク列記シ、迅速可届出、此旨相達候事」となっている。
- (74) 内法調査・成文化の過程については、拙稿「旧慣期の村と民衆（民衆の対応）」（新『沖繩県史』各論編近代「未完」に収録予定）で、若干の考察を行った。
- (75) 前掲『宜野座村誌』、五十七～五十八頁。
- (76) 『沖繩県史』第十四巻、三六六頁。
- (77) 奥野彦六郎『南島村内法』、一三六頁。なお、前掲『県史』第十四巻に収録されている「金武間切各村内法」第四十条（三七〇頁）にも同内容の条文があるが、史料的价值は『南島村内法』が高いと判断して、典拠として採用した。
- (78) 鳥越前掲書。
- (79) 前掲『宮古島市史資料1 明治期宮古島旧慣調査資料』。解題は筆者が執筆した。
- (80) 『シマの話』（郷土研究社、大正十四年）三～五頁。テキストとして使用したのは、一九七〇年琉球史料復刻頒布会が発行した『佐喜真興英全集』。なお、引用にあたって、パソコンの字体があるかぎり旧漢字を使用したが一部は新漢字になおした。
- (81) 小野塚知二・沼尻晃伸編『大塚久雄『共同体の基礎理論』を読み直す』（二〇〇七年、日本経済評論社）お

よび鈴木龍也・富野暉一郎編著『コモンズ論再考』（二〇〇六年、晃洋書房）参照。

- (82) 桜井由躬雄は『ベトナム村落の形成』（一九八七年、創文社）のなかで、ベトナムの村落および村落共有田の性格と沖縄の地割慣行との共通性に着目している。最近、上地一郎は「共同体と土地の利用―沖縄の地割制度への法社会学的アプローチ」（二〇〇五年、『沖縄法政研究』第八号、沖縄国際大学沖縄法政研究所）のなかで、ジェームス・C・スコットは、『モラル・エコノミー 東南アジアの農民叛乱と生存維持』（高橋彰訳、一九九九年、勁草書房）やクリフォード・ギアーツ『インボリューション―内に向かう発展』に言及しつつ、沖縄の地割制度について検討している。